Vol.258

厚高インフォメーション

Atsuma High school Information

学校の取り組みをご覧いただけます。
厚真高校ホームページ
http://www.atsuma.hokkaido-c.ed.jp/

今回は、町公式キャラクターのあつまるくんも登場して町の魅力を紹介。苫小牧市内から通学している新入生にも、厚真のことをたくさん知ってもらいたいと思います。

最後に、生徒会長と新入生代表が一緒にくす玉を割り、拍手と歓声のなか終了しました。新入生は厚高の宝です。充実した有意義な3年間を過ごしてほしいと願っています。

■開校記念日（4月20日）

歴史と伝統ある北海道厚真高等学校は、68回目の誕生日を迎えました。開校以来、地域の多くの皆さんに愛され、支えていただき今があります。より一層、発展させていきます。

■生徒総会（4月28日）

全校生徒70人が、体育館で生徒総会を開きました。令和2年度の活動報告と生徒会会計決算報告、令和3年度の活動計画と生徒会会計予算について審議しました。各クラス代表からの質問について生徒会執行部が回答し、拍手で原案通り承認されました。生徒総会を通して、集団での討議の方法や態度について学ぶことができました。

■花壇整備（5月14日）

1年生27人が、生徒玄関前の花壇に苗210本を植えて花文字を作りました。共同作業を通じて、クラスの結束を図るのが目的です。生徒はジャージや軍手を着用し、スコップを使って気持ちを込めて苗を植えました。水やりは1年生が担当し、大切に育てていきます。

■新入生歓迎会（4月16日）

本校の生徒会の生徒が企画した新入生歓迎会が、体育館で行われました。

新入生27人は、生徒会の係から一人ずつ紹介を受けて、全校生が待つ体育館に入場しました。

スライドを使い、教職員や学校行事、部活動の紹介など、創意工夫した内容で、心のこもった温かい歓迎会でした。

あつまるくんが登場した新入生歓迎会

短歌

あつま文芸友の会発行「文芸あつま第二十五号」から抜粋

蹄（ひづめ）こそ乳牛にとりて命なり春秋二度の削蹄続けし　浜厚真　山田志津

目の前の大木登る二匹してリスとも違ふ小動物なり　本郷　矢部慧子

器用なる友はコロナ禍変身すマスク作りに忙しき日々　本郷　武田弘子

介護保険 地域支援事業 利用について

地域支援事業は、要介護状態になることへの予防を目的に市町村ごとに総合事業サービスを提供しています。

総合事業サービスを利用するには、基本チェックリスト調査または要介護認定を受けていただき、町が必要と判定した方が利用できます。利用相談については、お気軽にお問い合わせください。

利用できる方（基本チェックリスト調査の対象）
①基本チェックリストによる事業対象者認定を希望する方
②介護予防給付サービスを必要としない方
③第１号被保険者の方（65歳以上の方）
④要支援１の認定を受けている認定更新対象者（要支援２の方も実施可能）
※要介護認定を受けている方は、更新認定と基本チェックリスト調査を同時に行えません。

基本チェックリスト調査・事業対象者認定に関する問い合わせ（相談窓口）
厚真町地域包括支援センター　☎29－7407
（児童会館内、厚真町社会福祉協議会受託）

訪問型サービス
【費用負担】　あり　　【送迎】　なし（訪問）
要支援者などに対して掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供
事業所名：厚真町社会福祉協議会訪問介護事業所 運営法人：厚真町社会福祉協議会 ☎26-7501

通所型サービス（通所相当サービス）
【費用負担】　あり　　【送迎】　あり
要支援者などに対して機能訓練や集いの場所など日常生活上の支援を提供
事業所名：あつまデイサービスセンター　☎27-3111 事業所名：厚南デイサービスセンター　☎26-8111 運営法人：北海道厚真福祉会

通所型サービスＡ
【費用負担】　なし　　【送迎】　あり
レクリエーション・軽運動などを短時間で提供
事業名：いきいきサポートサロン 事業委託先：厚真町社会福祉協議会　☎26-7501

通所型サービスＣ
【費用負担】　なし　　【送迎】　あり
生活機能向上を改善するための運動器機能向上プログラムの提供※原則３カ月（最長６カ月間）の限定利用
事業名：町高齢者機能訓練事業 事業委託先：あつまクリニック　☎27-2422

法務局メモ

登記・相続に関するＱ＆Ａ

第11回「土地の境界について」

Q 土地の境界がはっきりしない。どうしたらいいの？

A 手続きは次の通りです。

隣との土地の境目は通常「境界」といわれており、その目印として「境界標」が設置されています。

皆さんの大切な財産である土地の境界がはっきりしないということは、この不動産を使用（占有）できる範囲や処分ができる範囲が分からないので、悩みの種となってしまいますね。

皆さんに代わり「境界」を調べる国家資格者が、土地家屋調査士です。法務局が管理・保管している地図や地積測量図などの資料、役所などが持っている地図・図面等、そして土地家屋調査士が調査した測量成果などの資料に基づき、境界線や境界杭を調べます。

皆さんから土地の履歴や情報を頂いて実際に測量作業や杭の調査をし、隣の所有者にも事情を伺ったうえで総合的に分析して、正しい境界線や境界点を導き出します。

境界について隣と意見が違っている場合は、日常生活にも支障をきたす場合があります。札幌土地家屋調査士会では「境界問題解決センター」を設置しており、法務局にも「筆界特定制度」があります。お気軽にご相談ください。

〔問い合わせ〕
札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403
http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo
札幌土地家屋調査士会☎011-271-4593
http://www.saccho.com/